

【教育職員免許状の再授与申請の出願要領】

1 提出先

免許状の授与を受けようとする場合は、必要書類を次のところへ郵送等により提出してください。

※持参される場合は、事前にご連絡ください。

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会 教職員課 免許担当
(TEL 088-621-3128)

郵送の場合は、封筒表紙に「**教育職員免許状出願書類在中**」と朱書してください。
なお、授与された免許状は郵送するので、180円切手を貼って宛先を明記した返信用封筒（A4サイズ）を出願書類とともに同封してください。なお、郵便事情等により免許状に多少の折り目等がつく場合もあります。免許状の効力には何ら変わりはありませんが、心配な方はA4サイズの厚紙等を同封してください。

2 手数料

願い出る免許状の種類ごとに徳島県教育関係手数料条例で定められた金額を徳島県収入証紙により納付してください。

〔注意〕

- (1) 願書の所定の貼付欄に貼って消印はしないでください。
- (2) 印紙では受理できません。
- (3) 免許状1枚につき、別表第1・2・2の2による授与は3,300円、別表第3・4・5・6・6の2・7・8による検定は5,000円となっています。（令和8年度現在）
- (4) 過不足があれば受理できませんので、証紙を貼付する際には注意してください。

3 出願書類等の照会

- (1) 免許状の出願書類は、免許状授与の適用条項の規定により異なるので提出書類を参照の上、間違いのないようにしてください。
- (2) 免許状の出願に係る願等の用紙（様式指定のもの）の送付を希望する者は、110円切手を貼った返信封筒を同封の上、上記の免許担当へ請求してください。
- (3) 免許状取得のための資格条件等の確認については、出願前に照会の上、間違いのないよう注意してください。

収入証紙を使用する場合

4 提出書類

1. 徳島県が授与した教員免許状

(1) 免許法別表 1、別表 2 又は別表 2 の 2 に基づく再授与

- ① 教育職員免許状授与願（手数料：免許 1 枚につき収入証紙 3, 3 0 0 円）
- ② 履歴書
- ③ 期限切れを事由として失効した免許状原本（紛失の場合は授与証明書原本）
- ④ 保健師、看護師等の免許状の写し（別表 2、別表 2 の 2 の場合）
- ⑤ 宣誓書
- ⑥ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（各種証明書、免許状等の氏名や本籍が現在と異なる場合）

(2) 免許法別表 3～8 に基づく教育職員検定による再授与

- ① 教育職員検定及び免許状授与願（手数料：免許 1 枚につき収入証紙 5, 0 0 0 円）
- ② 履歴書
- ③ 学力に関する証明書
- ④ 期限切れを事由として失効した免許状原本（紛失の場合は授与証明書原本）
- ⑤ 人物に関する証明書
- ⑥ 身体に関する証明書
- ⑦ 宣誓書
- ⑧ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（各種証明書、免許状等の氏名や本籍が現在と異なる場合）

2. 徳島県以外が授与した教員免許状

(1) 免許法別表 1、別表 2 又は別表 2 の 2 に基づく再授与

- ① 教育職員免許状授与願（手数料：免許 1 枚につき収入証紙 3, 3 0 0 円）
- ② 履歴書
- ③ 卒業（修了）証明書
- ④ 学力に関する証明書
- ⑤ 期限切れを事由として失効した免許状原本又は写し、授与証明書等
- ⑥ 保健師、看護師等の免許証の写し（別表 2、別表 2 の 2 の場合）
- ⑦ 実務に関する証明書（勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合）
- ⑧ 宣誓書
- ⑨ 介護等の体験に関する証明書（小学校・中学校免許申請の場合）
- ⑩ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（各種証明書、免許状等の氏名や本籍が現在と異なる場合）

収入証紙を使用する場合

(2) 免許法別表 3、別表 5～別表 8 に基づく再授与

- ① 教育職員検定及び免許状授与願（手数料：免許 1 枚につき収入証紙 5, 0 0 0 円）
- ② 履歴書
- ③ 学力に関する証明書
- ④ 期限切れを事由として失効した免許状原本又は写し、授与証明書等
- ⑤ 実務に関する証明書
- ⑥ 人物に関する証明書
- ⑦ 身体に関する証明書
- ⑧ 宣誓書
- ⑨ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（各種証明書、免許状等の氏名や本籍が現在と異なる場合）

(3) 免許法別表 4 に基づく再授与

- ① 教育職員検定及び免許状授与願（手数料：免許 1 枚につき収入証紙 5, 0 0 0 円）
- ② 履歴書
- ③ 学力に関する証明書
- ④ 期限切れを事由として失効した免許状原本又は写し、授与証明書等
- ⑤ 人物に関する証明書
- ⑥ 身体に関する証明書
- ⑦ 宣誓書
- ⑧ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（各種証明書、免許状等の氏名や本籍が現在と異なる場合）

5 留意事項

- (1) 免許状の授与申請は、授与月の前月 20 日を締め切り（必着）としています。
- (2) 徳島県で授与した免許状の再授与を行う場合は他都道府県に居住地のある者だとしても申請書類の簡素化による再授与の申請を受け付けることとしています。
- (3) 徳島県以外が授与した免許状が失効した場合、失効した免許の原簿情報を有しないことから、必ずしも申請書類を簡素化する必要はないものの、再授与の申請は受け付けることとしています。
- (4) 教員資格認定試験により授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効した者により再授与の申請があった場合、授与権者においては過去教員資格認定試験に合格した事実（合格証書）の確認をもって免許状の再授与を行うこととします。
- (5) 特別免許状が未更新（期限切れ）により失効している者に対し、特別免許状の再授与を行う場合にあっては、任命権者又は雇用者の再度の推薦に基づき、授与権者において教育職員検定を再び実施する必要があることとしています。
- (6) 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 29 号）附則第 2 項及び附則第 3 項においては、平成 12 年 7 月 1 日時点で特定の教科の高等学校教諭免許状を有する者であって、情報又は福祉の教科に関する講習を修了した者に情報又は福祉の高等学校免許状を授与できるとされているところ、当該者の免許状が失効した場合にあっては同法附則第 2 項及び附則第 3 項の適用対象外となることから、当該規定に基づく情報又は福祉の高等学校教諭免許状の再授与はできないこととしています。